

了鳥取県公報

平成14年9月10日(火) 第7416号

每週火:金曜日発行

目		次
$\boldsymbol{\vdash}$		<i>//</i>

告	示	土地改良事業の協議の適否の決定 (474) (耕地課)	1
		都市計画の変更 (475) (都市計画課)	1
		河川整備基本方針の決定 (2件) (476・477) (河川砂防課)	2
選管	告示	選挙管理委員会の招集 (70)	2
公	告	猟銃等の取扱いに関する講習会の開催 (警察本部生活保安課)	3
正	誤	平成14年8月27日付鳥取県公報第7412号訂正	3

示

鳥取県告示第474号

鳥取市が行う土地改良事業(農村総合整備事業東郷地区区画整理)の協議については、審査した結果適当と決 定したので、土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定 により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成14年9月10日

鳥取県知事 片 山

- 1 縦覧に供する書類 土地改良事業計画書及び条例の写し
- 2 縦覧に供する期間 平成14年9月11日から20日間
- 3 縦覧に供する場所 鳥取市役所
- 4 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内 に知事に申し出ること。

鳥取県告示第475号

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第21条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同条第2 項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、鳥取県県土整備部都市計画課 (鳥取市東町一丁目220) において公衆の縦覧に供する。

平成14年9月10日

2 平成14年9月10日 火曜日 鳥 取 県 公 報

第7416号

鳥取県知事 片 山 善博

1 都市計画の種類及び名称米子境港都市計画道路3・3・9号米子駅陰田線

2 都市計画を変更する土地の区域

変更する部分

米子市末広町、弥生町及び大谷町

鳥取県告示第476号

河川法 (昭和39年法律第167号) 第16条第1項の規定に基づき、塩見川水系河川整備基本方針を次のとおり定めたので、同条第5項の規定により告示する。

平成14年9月10日

鳥取県知事 片 山 善博

「次のとおり」は省略し、その基本方針を鳥取県県土整備部河川砂防課及び鳥取県鳥取地方県土整備局並びに 福部村産業建設課に備え置いて一般の縦覧に供する。

鳥取県告示第477号

河川法 (昭和39年法律第167号) 第16条第1項の規定に基づき、由良川水系河川整備基本方針を次のとおり定めたので、同条第5項の規定により告示する。

平成14年9月10日

鳥取県知事 片 山 善博

「次のとおり」は省略し、その基本方針を鳥取県県土整備部河川砂防課及び鳥取県倉吉地方県土整備局並びに倉吉市建設課、北条町建設水道課、大栄町建設課及び東伯町建設水道課に備え置いて一般の縦覧に供する。

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第70号

平成14年第14回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成14年9月10日

鳥取県選挙管理委員会委員長 中 村 碩 男

- 1 日時 平成14年9月11日 (水) 午後2時15分
- 2 場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁 選挙管理委員室
- 3 議題
 - (1) 参議院鳥取県選挙区選出議員補欠選挙について
 - (2) その他

公

銃砲刀剣類所持等取締法 (昭和33年法律第6号。以下「法」という。) 第5条の3第1項の規定により猟銃及 び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成14年9月10日

鳥取県公安委員会委員長 倉 都 祥 行

1 講習の種別及び受講対象者

経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち次に掲げるものを対象とする。

- ア 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者
- イ 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号に規定するもの
- 2 開催の日時及び場所

区分種別	B	時	場		所	受	講	対	象	者
4∀		10月2日	米子市糀町一丁							黒坂の各
経験		30分から	鳥取県西部総合事務所新館 2 階			警察署の管内に居住する者				
者	午後4時	30分まで	第15会議室							
講	平成14年	10月24日	鳥取市東町一丁	目220)	岩美、	鳥取、	郡家、	智頭、	浜村の各
習	午後1時	30分から	鳥取県庁議会棟	2 階		警察署	の管内	に居住	する者	
	午後4時	30分まで	執行部控室							

- 3 講習時間及び講習課目
 - (1) 講習時間 3時間
 - (2) 講習課目
 - ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
 - イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
- 4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の3日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

- 5 講習受講手数料及びその納付方法
 - (1) 講習受講手数料 3,000円
- (2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書にはり付けて納付すること。 この場合、消印しないこと。

6 携行品

筆記用具及び印鑑

īF	≐ 早
ഥ	祆

平成14年8月27日付鳥取県公報第7412号中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

4	平成14年	9月10日	火曜日	鳥	取	県	公	報	第7416号	
	頁	行	誤	正						
	8	25	6 th	10th						